

団信加入希望	
--------	--

## 生活資金貸付申込書

会員氏名		所属名		貸付区分	
職員コード		所属コード			
借受申込額	円	借受申込額の内訳		希望する償還回数	
		毎月償還	円		回
ボーナス償還の借受額…借受申込額の2分の1以内 〃 償還回数…「毎月償還÷6」の範囲内		ボーナス償還	円		回
申込事由 (具体的に)					
給料の月額	給料表	級	号給 (号俸)	円	
	給料月額 × 3/10 =			円	
	給料月額 × 6/10 =			円	
※今回の貸付分を含めた毎月・ボーナス償還額がこの額(↑)を超えると、貸付けできません。					
現在の借受状況	借受先	件数	借受額	毎月償還額	ボーナス償還額
	互助会		万円	円	円
	共済組合		万円	円	円
	厚生財団		万円	円	円
	その他		万円	円	円
	計		万円	円	円
<p>一般財団法人新潟県教職員互助会貸付規程に基づいて、上記金額を借受たいので申込みます。                  一般財団法人新潟県教職員互助会理事長 様                  年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 氏名 (自筆) <span style="float: right;">印</span></p> <p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。                  年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属所在地 〒 <span style="margin-left: 50px;">Tel</span></p> <p style="text-align: center;">所属名</p> <p style="text-align: center;">所属長職氏名 <span style="float: right;">印</span></p>					

- 注 1 貸付による毎月の償還額の合計が給料月額の10分の3を超えるとき若しくは、ボーナス償還額の合計が給料月額の10分の6を超えるとき又は、休職、休業等による無給者の場合は、新たな貸付はできません。
- 2 借用証書は貸付決定時に送付しますので、貸付日の5日前までに提出してください。

事務局受付印
--------

※ 互助会記入欄				
決定金額 (円)				
毎月償還額				
ボーナス償還額				
貸付番号				

## 生活資金について

貸付事由	<p>会員が、臨時に資金を必要とするとき。</p> <p>「臨時に資金を必要とするとき」とは、家具の購入、海外旅行費用、自動車修理等一時的な支払の必要が生じたときを指し、経常的な支出（生活費等）や他の債務の返済に充てることは、貸付の対象となりません。（土地及び住宅の取得や増改築は生活資金の貸付対象となりません。）</p>
貸付額	10万円単位とし、200万円以内
利率	年利1.31%
返済回数	<p>毎月償還…50回以内</p> <p>ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数</p> <p>※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。</p> <p>ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。</p>
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付時期	1日～15日受付…翌月10日送金
	16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類	生活資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「生活資金貸付申込書（貸付第1号様式）」を提出して行います。
添付書類	<p><input type="checkbox"/> 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式）</p> <p>※ 他の添付書類は不要です。</p>
提出先	<p>〒950-8570</p> <p>新潟県新潟市中央区新光町4-1</p> <p>（一財）新潟県教職員互助会</p> <p>貸付担当者 あて</p>